



# あ い づ

[発行] 自治労  
 福島県本部会津総支部  
 [所在地] 会津若松市西栄町  
 7-9 会津労働福祉会館2階  
 [連絡先]  
 jitirou.aizu@gmail.com  
 (携帯) 090-3361-8400

【定年引上げスケジュール】 (図表1)

年度	段階的な定年引上げ (経過措置) 期間													完成	
	'21 R3	'22 R4	'23 R5	'24 R6	'25 R7	'26 R8	'27 R9	'28 R10	'29 R11	'30 R12	'31 R13	'32 R14	'33 R15		
定年	60歳	60歳	61歳	61歳	62歳	62歳	63歳	63歳	64歳	64歳	65歳	65歳	65歳		
S31.4.2 ~ S32.4.1生	65歳再任用														
S32.4.2 ~ S33.4.1生	65歳再任用			1年おきに定年が1歳引上げ											
S33.4.2 ~ S34.4.1生	再任用		65歳暫再												
S34.4.2 ~ S35.4.1生	再任用		65歳暫定再任用												
S35.4.2 ~ S36.4.1生	再任用		65歳暫定再任用												
S36.4.2 ~ S37.4.1生	60歳定年	61歳再任用				65歳暫定再任用									
S37.4.2 ~ S38.4.1生		60歳定年				65歳暫定再任用									
S38.4.2 ~ S39.4.1生			定年61			65歳暫定再任用									
S39.4.2 ~ S40.4.1生				定年62		65歳暫定再任用									
S40.4.2 ~ S41.4.1生					定年63		65歳暫定再任用								
S41.4.2 ~ S42.4.1生						定年64		65歳暫再							
S42.4.2 ~ S43.4.1生				S42.4.2生まれ以降の方は「定年65歳」							定年65				
S43.4.2 ~ S44.4.1生														定年65	

【凡例】「再任」⇒再任用、「暫再」⇒暫定再任用

▼「定年引上げ」に関しては、これまで、この機関紙で数回取り上げてきました。今回は、組合員の皆さんの働き方がどのように変わっていくのか？にスポットを当てて記載したいと思います。

① 来年度から定年が「1年おきに1歳」となります。

▼まず、左の図表1をご覧ください。これまでに記載してきた図を少しアレンジしています。主なポイントは次のとおりです。

## 秋 闘

### 定年引上げ後の働き方を考える

組合員への十分な説明と検討時間確保を求めよう！  
 ライフスタイルに合った働き方を選択しよう！

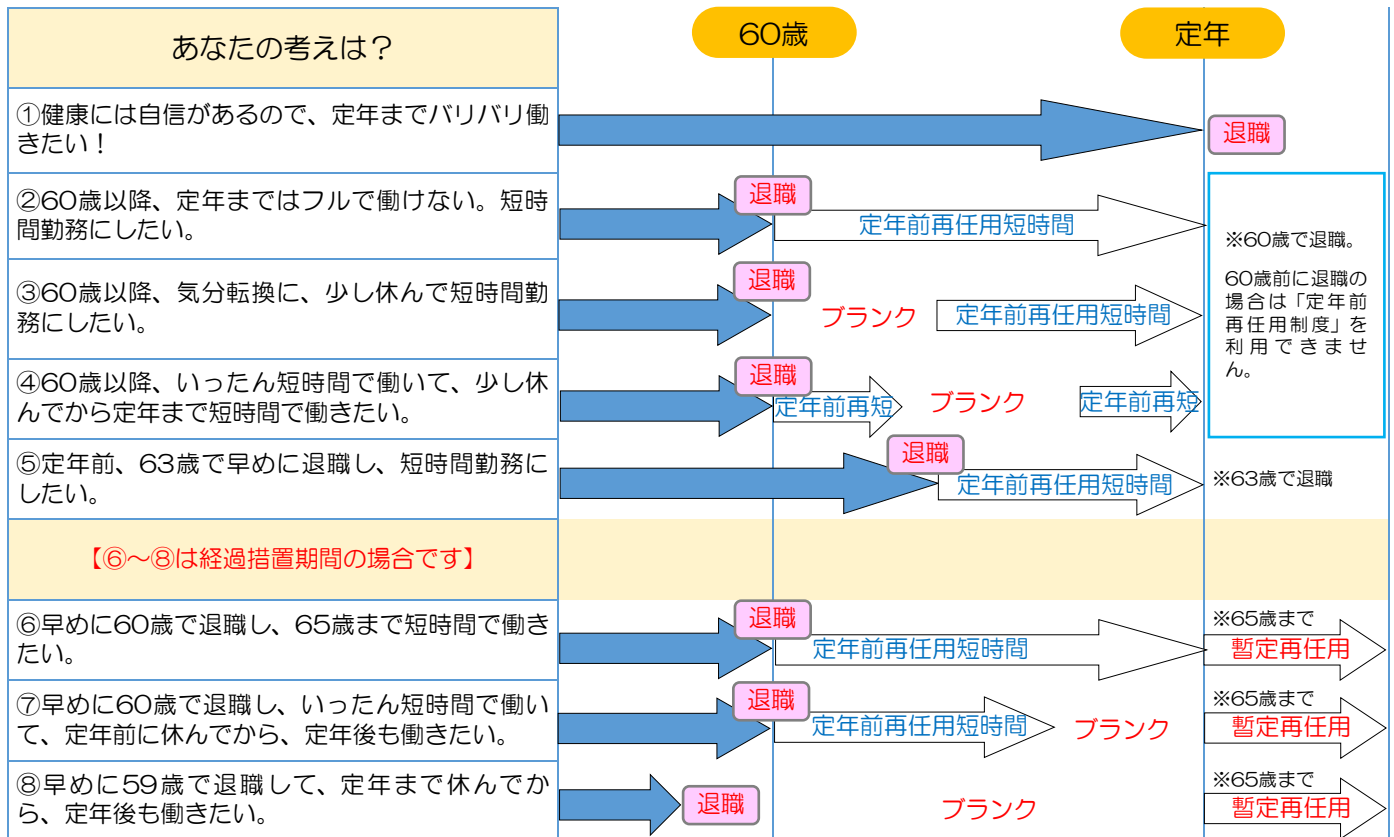
## 当面の日程

- 11月8日 (火) 確定闘争オルグ①
- 11月9日 (水) 確定闘争オルグ②
- 11月10日 (木) 市町村共済組合職員側議員選挙
- 11月17日 (木) 県本部単代会議

- ② 段階的な定年引上げ (経過措置) 期間中、定年後 65 歳まで、これまで同様の再任用制度がありますが、名称が「暫定再任用」に変わります。
- ③ 定年が「1年おきに1歳ずつ」引き上げられるので、23・25・27・29・31年度は、「定年退職者がいない」こととなります。
- ▼前置きはのくらしいにして、今回の本題「働き方」について見てみましょう。裏面図表2をご覧ください。考え方は、大きく分けて次の3つです。
- A・定年までこれまでのようにバリバリ働くという方 (図表2の①)
- B・定年までは無理なので、60歳

改正条例案の12月議会上程と職員説明会の開催を求めよう！

【定年引上げに伴う働き方の例】 (図表2)



※⑧は、経過措置期間の場合で、2032年度以降は、60歳前に退職した場合、定年前再任用制度を利用できません。

※(国と同様に条例改正した場合)「暫定再任用」には、「短時間」と「フルタイム」があります。

《自治労共済 掛金試算QRコード》

じちろうマイカー共済

アクセスコード「jichiro」

①車検証、②現在ご加入の保険証書をお手元にご準備ください。



団体生命共済(新制度)



で退職して、定年まで短時間勤務にする場合(図表2の②・⑥) C・60歳で退職して、少し休んでから、定年まで短時間勤務にする場合(図表2の③)

▼ケースは図表2のように、これ以外にも考えられますが、大きくは①定年まで常勤職員として働くのか?②60歳でいったん退職するのか?ということだと思います。なお、「定年まで常勤職員」を選択した場合でも、「60歳を超えた日後の最初の4月1日」の給料月額が、(国同様に条例改正した場合)それまでの7割の額となります。

▼ご自分のライフスタイルや健康状態等を十分に考慮して、働き方を選択していくことが必要となります。

編集後記

▼季節が一気に冬に向かっているような気がします。「昔は春と秋がもっと長かったような気がする」のは私だけでしょうか?

▼さて、今回も「定年引上げ」について記載しました。年金支給開始年齢が65歳に引き上げられ、これに合わせるように定年を65歳に上げる訳です。「改正高年齢者雇用安定法」では、70歳までの就業確保が努力義務となっています。いづれ年金支給開始年齢が70歳になり、定年も70歳になることは間違いないと思います。老後の生活資金を「年金」に頼るのではなく、ぜひ「長期共済」で備えませんか? (坂内)



条例改正後も当局と運用面の協議を継続しよう!